

西駿河湾区域都市開発区域建設計画

平成 18 年 7 月

静 岡 県

目 次

1 . 計画の性格	1
2 . 計画の対象区域	1
3 . 計画の期間	1
4 . 整備及び開発の基本構想	1
5 . 人口の規模及び労働力の需給に関する事項	4
6 . 産業の業種、規模等に関する事項	4
7 . 土地の利用に関する事項	8
8 . 施設の整備に関する事項	10
9 . 環境の保全に関する事項	20
10 . 防災対策に関する事項	21

1．計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したもので、西駿河湾区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2．計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した西駿河湾区域都市開発区域であり、関係市町村は次のとおりである。（ただし、保全区域を除く。）

静岡地域

静岡市（一部）

志太・榛原地域

焼津市、藤枝市、志太郡岡部町、大井川町

島田市、御前崎市（一部）、牧之原市、榛原郡吉田町

3．計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から概ね5年間とする。

なお、計画の実施に当っては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

4．整備及び開発の基本構想

(1) 西駿河湾区域の現状と課題

イ 区域の概要

本区域は、本県の中央部に位置し、政令指定都市静岡市を中心に一体的な社会経済活動が営まれ、本県の中核的領域として発展しており、太平洋ベルト地帯に沿った西日本国土軸を形成している。

この区域を大別すると、静岡地域と志太・榛原地域に分かれ、両地域とも、駿河湾に面した比較的平坦な平野部と北側に向かってそれらを囲む形で展開する丘陵部からなっている。また、この区域は、日本平、三保半島などの景勝地に加え、長く美しい海岸線、南アルプスへ続く山岳地帯、大井川、安倍川、興津川流域等の豊かな自然に恵まれている。

ロ 茶を中心とする農林水産業

農林水産業については、牧之原台地を中心に全県の約4割を生産する茶

を主体に米、みかん、花き等の農業や、安倍川流域、大井川流域のスギ・ヒノキを主体とする林業、清水港、焼津漁港に水揚げされるマグロやカツオ、ウナギの養殖等の水産業が営まれているが、担い手の高齢化等の問題に対する生産体制の改善や、生産性を向上させる基盤整備が求められている。

ハ 伝統的産業をはじめとする多彩な産業の形成

製造業については、静岡市を中心に家具、雛具・雛人形、漆器、サンダルなどの伝統的産業や、食品、プラモデル、一般機械、電気機器、情報通信産業など多彩な産業が立地している。また、東名高速道路焼津IC、吉田IC周辺地域は、交通の利便性を活かした工業用地整備を背景に、食料品、飲料、薬品、化学、電気機械などが立地しているが、産業の成熟化や経済のグローバル化に伴い、地域資源を活かした既存産業の高度化や新産業の創出が課題となっている。

ニ 本県の中核をなす地域の形成

本区域は、政令指定都市静岡市を中心に、古くから県内における行政、経済、商業等の中心地を形成しているが、今後、本県の中核となる拠点として、情報化や国際化に対応し、ソフト・ハードが一体となった、より高次な都市機能の整備や情報発信機能の整備が求められている。

ホ 「陸・海・空」の総合的な交通基盤の整備

第二東名高速道路、中部横断自動車道等の交通基盤や清水港等の整備、静岡空港及び静岡空港の利便性を高めるアクセスの整備など、「陸・海・空」の総合的な交通基盤の形成を図ることにより、ひと、もの、情報が活発に交流する世界に開かれた魅力ある区域を創造していく必要がある。

(2) 今後の基本方針

このような現状を踏まえて本区域は、自然に恵まれ、伝統と文化が香るようなおいある空間に、県都にふさわしい高次な都市機能が集積するとともに、静岡空港を中心とした周辺都市の機能強化・新たな産業の集積により、人、もの、情報が活発に交流する国際性豊かな地域をめざす。

イ 県都にふさわしい高次都市機能の強化及び新たな玄関口となる空港周辺地域の都市基盤の充実

東静岡駅周辺において情報・文化交流の拠点として高次な都市機能の集

積・強化を図り、内外に向けた情報発信や多彩な交流活動を進めていく。
また、平成 21 年 3 月の開港を予定している空港の周辺地域の都市基盤の整備を進め、新たな産業の創出・集積を促進する。

ロ 食品・医薬品・化成品産業集積（フーズ・サイエンスヒルズ）プロジェクト及びしずおかコンテンツバレー構想の推進等による新たな時代を拓く活力ある産業の育成

産学官連携のもと、駿河湾深層水や茶・みかん等を活用した機能性食品の研究開発等の促進により新事業・新産業を創出するとともに、地域の事業支援機関の相互連携の強化を図ることなどにより創業者の支援等を行う。また、音楽、映像、アニメなど、各種の情報を創造するコンテンツ産業の創出をめざす。

ハ 南アルプスから安倍川、大井川、駿河湾へと続く優れた自然を保全・活用するための流域連携の促進

奥大井・南アルプスの自然の恵みを受ける大井川・安倍川の流域の人々が連携して、駿河湾沿岸まで広がる貴重な自然環境を保全しながら、地域資源の活用や新たな魅力を創出することにより、来訪者の誘致と多面的な交流を進め、地域の活性化を図る。

ニ 広域的な交流を促す総合的交通・情報ネットワークの構築

静岡空港や、第二東名高速道路、中部横断自動車道、清水港、御前崎港等の整備を進め、さらには周辺アクセス道路と連携し、陸・海・空の総合的な交通基盤を整備するとともに、情報通信基盤の整備を進めることにより広域的な交流を促す交通・情報ネットワークの構築を図る。また、陸・海・空の交通が結節する特性を活かして、物流拠点、産業拠点としての機能強化を図る。

ホ 山梨県、長野県との連携

隣接する山梨県や長野県との県際交流を深めることにより、中部横断自動車道の整備を促進するなど、広域的な連携を図る。

ヘ 配慮すべき事項

この計画の実施に当たっては、費用対効果を踏まえ、重点的、効果的かつ効率的な実施を図るとともに、行政、住民、事業者、NPO等の多様な主体の協働により取り組むものとする。また、財政状況等を考慮しつつ、弾力的な運用を図るとともに、農地、林地等の用途転換、既得権の変更等を要するものについては十分な調整を図る。特に、文化財の保護、農林地等の県土保全と安全性の確保、景観と環境の保全、エネルギーの安定確保、防災対策等に留意する。

5．人口の規模及び労働力の需給に関する事項

- (1) 本区域の人口は、過去5年間に於いて1千人減少し平成17年には1,151千人となるが、今後の5年間に於いては、少子化の進行により人口が26千人減少し、平成22年には1,125千人になるものと見込まれる。
- (2) 人口の年齢別構成をみると、平成17年の年少人口は160千人、生産年齢人口は751千人、高齢人口は240千人であり、平成22年には、年少人口は149千人（対平成17年比6.9%減）、生産年齢人口は704千人（対平成17年比6.3%減）、高齢人口は272千人（対平成17年比13.3%増）になるものと見込まれる。
- (3) 本区域の一般世帯数は、平成17年には403千世帯となり、今後5年間に9千世帯増加し、平成22年には412千世帯になるものと見込まれる。
- (4) 産業の国際化や、情報化、技術革新の進展等により産業構造が変化している中、産業別の労働力構成は、大きく変化している。また、少子・高齢化の一層の進行によるライフスタイルの変化や生産年齢人口の減少は、労働力の需給について多様な変化をもたらし、女性や高齢者等の活躍が求められている。

このため、労働力需給が量的、質的に変化している中であって、需給のミスマッチの解消を図るために、新しい労働需要に適合した技能を持つ人材の育成に努めるなどの雇用対策を進める。特に、女性、高齢者、障害のある人について、性別、年齢等にとらわれない個人の能力に基づく就業が可能となるような、雇用促進対策を積極的に進める。

6．産業の業種、規模等に関する事項

- (1) 産業別開発の構想

イ 総論

少子・高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展など、大きな変革の時代を迎えており、新たな社会システムへの対応が求められている。

このような中、国際的な競争の激化に対応した競争力の強い産業を育成するため、各種産業の未来を担う企業家、技術者、後継者などの人材の育成・集積を図るとともに、ブロードバンド化の進展に対処するため、情報通信基盤を着実に整備し、地域の情報化を進める。また、男女共同参画を促進し、男女が共に働きやすい環境の整備を進める。

ロ 農業

本区域の農業は、牧之原台地や中山間地域で展開される茶を中心に、野菜、花き、果樹、畜産など多彩な農業活動が行われている。都市近郊や平坦地では、野菜や花き類の施設園芸が盛んで、茶業とともに経営の法人化が進んでいる。しかしながら、生産構造は、依然、担い手の減少と高齢化の進展などによる弱体化が問題となっている。また、大井川用水の老朽化による機能低下に加え、営農形態の変化に伴う用水需要の変化などにより、適正な用水供給が困難な状況となっている。

このため、高い生産技術と経営能力によって、消費者ニーズを的確に捉えた産物を継続的に供給することが可能なビジネス経営体を育成し、安定的な生産構造を構築するとともに、水利施設の再整備や水管理の改善を図ることにより、農業経営の安定をめざす。また、生産、加工・製造、流通及び消費の連携強化と地産地消、海外市場開拓の促進により、販路拡大を図る。さらに、農業集落排水事業、田園空間整備事業などにより、生産基盤と一体となった生活環境の整備を進め、快適な農村空間の形成を図る。

また、中山間地域においては、茶やみかんを生産する農地の多くが急傾斜地となっているため、農地の流動化が進みにくく、耕作放棄の進行が懸念されている。

このため、農地の平坦化を進めるとともに、体験・交流型農業の振興等により交流人口の拡大を通して地域の活性化を図る。

ハ 林業

本区域の林業は、安倍川流域と大井川流域で、古くからスギ、ヒノキの産地を形成してきた。近年、木材価格の低迷などから森林所有者の林業離れが進み、森林の荒廃が危惧されている。

このため、持続的な森林経営をめざし、森林の集団化・団地化を進め、作業路網の整備と一体となった高性能林業機械を活用した低コスト林業に取り組むことにより林業の再生を図る。また、消費者に安心と安全を与える県産材による良質な製材品の供給をめざし、しずおか優良木材の生産拠点を強化するため、木材乾燥施設等の整備を進める。さらに、地域の製材、設計、施工業者の連携を強化し、生産・加工・流通が一体となった新たな流通システムを構築し地域材の利用促進を図る。

また、近年、森林には、水土保持機能や保健休養機能に加え、地球温暖化の防止や景観の保全など、多面的機能の持続的な発揮が求められており、上流域の人工林の適正な維持管理が課題となっている。

このため、森林が有する多面的機能が発揮されるように下刈りや間伐などの森林施業の適正な実施を図るとともに、健全な森づくりに地域が一体となって取り組む体制づくりを進める。

二 水産業

本区域の水産業は、遠洋マグロやカツオの水揚げ基地として知られる焼津漁港、全国有数のマグロの水揚げを誇る清水港を擁し、缶詰、鰹節や練り製品などの水産加工業が盛んに行われてきたが、産地間競争の激化等による水揚げ高の減少がみられ、水揚げ漁船の誘致や、生産流通施設の整備が課題となっている。沖合域では、アジ・サバ・イワシ類が漁獲され、鮮魚としての流通のほか、練り製品や節類などに加工されているが、資源変動が著しく資源の管理が必要となっている。沿岸域では、シラスやサクラエビの船びき網漁のほか、ヒラメ刺網漁、タイ網漁が行われているが、特に榛南海域で、幼稚魚の育成場やアワビ類の餌となる藻場の減少（磯焼け）が問題となっている。また、現在、県水産試験場に駿河湾深層水水産利用施設が整備され、魚介類の種苗生産研究等が行われている。

このため、焼津漁港では、全国有数の水揚げ基地としての機能強化を図るため、外港整備を推進する。また、水産資源の維持、培養を図るため、生物学的漁獲可能量の推定を基にした資源管理型漁業を促進するとともに、藻場の造成や漁場の整備を進める。

また県水産試験場を核に駿河湾深層水を利用した資源の培養を進めるとともに、水産加工品の開発を支援する。

ホ 工業

本区域の工業は、家具、サンダル等の地場産業や水産加工業、食品工業、

電気機械、化学工業等の多様な企業が立地しているが、経済のグローバル化により、製品の高付加価値化が大きな課題となっている。現在、茶・みかん等を活用した付加価値の高い機能性食品の研究開発を行う食品・医薬品・化成品産業集積（フーズ・サイエンスヒルズ）プロジェクトが進められており、地域産業への波及が期待されている。また、今後、空港をはじめとする高速交通基盤を利用した新たな産業の集積及び研究開発型企業の立地が期待されている。

このため、産学官連携体制の充実・強化による駿河湾深層水、機能性食品の研究開発や企業等の有機的連携による新事業分野の開拓を進め、新産業の創出、既存産業の活性化を促進するとともに、地域産業の高度化やコンテンツ産業、研究開発型企業等の育成、立地を図る。また、インキュベーション施設の活用を促進し創業者を支援していく。

へ 商業・サービス業

本区域では、全体としては、店舗数及び販売額ともに減少傾向にある。中心市街地は大型店の郊外出店などにより、空洞化が進んでおり、「まちの顔」としての活性化が大きな課題となっている。

このため、駅前周辺の市街地開発事業等による基盤整備を促進することにより、産業、交流、生活機能の一体的な整備を図るとともに、消費者にとって安全性、快適性、利便性を備えた商店街整備を促進する。さらに、各地域が実施する空き店舗対策や歴史、味覚などの地域の特色を取り入れた商店街活性化の取組を支援するほか、活性化の核となる人材の養成などを通じて、魅力ある商店街づくり及び中心市街地の活性化を促進する。

ト 観光

本区域は、奥大井・南アルプス、日本平、駿河湾等の観光資源には恵まれているものの、滞在時間が短い通過型観光地の性格が強い。今後、このような自然や東海道を中心とする歴史・文化の魅力に加え、舞台芸術、大道芸などの都市の観光資源を活かしていく必要がある。また、伝統工芸等、他産業と連携した体験・学習旅行が行われており、一層の促進と定着化が求められる。

このため、都市の魅力や自然・文化・産業施設等を活かし、地域主導による旅行商品の造成や体験・学習旅行の誘致を進めるとともに、大井川・安倍川の貴重な自然環境を活用した奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想を推進するなど、広域的な周遊ルートの設定や受け入れ態勢の整備、

情報発信を進める。

また、静岡空港を活かしたコンベンションの誘致をはじめ、国内・外からのビジネス客も含めた多様な来訪者の誘致、受け入れ態勢の整備を進める。

(2) 産業の規模

本区域を構成する市町の平成 15 年度の産業別の生産額の合計は、約 5 兆 6 百億円で、県内シェアは約 30.7%となっている。産業別では、1 次産業が約 6 百億円 (1.2%)、2 次産業が約 1 兆 7 千 9 百億円 (35.4%)、3 次産業が約 3 兆 2 千百億円 (63.4%) となっており、県全体の産業構成 (1 次産業 1.2%、2 次産業 40.7%、3 次産業 58.1%) と比較すると、3 次産業の占める割合が高くなっている。

また、過去 5 年間 (平成 11 年度 ~ 平成 15 年) では、約 560 億円増加しており、年平均成長率は +1.1% となる。県全体の年平均成長率 (+1.6%) に比べ、低くなっている。

7. 土地の利用に関する事項

(1) 土地利用の基本構想

本区域は、政令指定都市静岡市を中心に県の中核都市圏を形成している。東海道沿線に形成された市街地では、静岡市のベッドタウン化が進んでいる。また、区域南部は全国有数の茶産地である牧之原台地などからなっているが、今後、静岡空港、第二東名高速道路、地域高規格道路等の整備による国内、海外との交流の格段の広がりや、食品・医薬品・化成品産業集積 (フーズ・サイエンスヒルズ) プロジェクトの推進等による新たな産業創出も考えられ、産業や人口の動向に一層の変化が予想される。このため、地域の主要産業である茶をはじめとする農業地域との調整や自然環境の保全など秩序ある土地利用を図る必要がある。

このため、本県の国土利用計画に基づき、「県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図る」ことを県土利用の基本理念とし、地域の特性を踏まえながら、土地利用基本計画をはじめとする土地に関する諸制度の適切な運用を図り、総合的かつ計画的な土地利用を展開する。

(2) 土地利用の概要

イ 市街地として利用を図る地域は、既成市街地の再整備や市街地開発事業などにより、計画的な都市基盤の整備を促進し、都市機能の強化を図る。

また、交通体系の整備による都市の外延化や世帯数の増加等に対処するため土地区画整理事業等により良好な住宅用地を確保し、上下水道、公園施設の整備など、都市環境や居住環境の改善を図る。

ロ 工業用地については、市街地に立地する企業の適正な再配置に努めるとともに、清水港周辺においては、低未利用地の有効活用が望まれている。

また、静岡空港、第二東名高速道路等の交通基盤の整備を念頭に置き、今後国内において成長の期待される産業の立地促進や集積など、自然と共生した計画的な工業配置に努める。

ハ 農用地については、急傾斜地のため生産条件が厳しく、栽培面積が年々減少している茶やみかんなど基幹作物の持続的な生産を確保し、産地強化を図るため、ほ場の平坦化等生産基盤整備を重点的に実施するとともに、優良農地の確保や農地の流動化を進める。また都市近郊においては、都市型利用との調整を図りながら施設園芸の振興や優良農地の確保、保全及び利用の増進に努める。

ニ 静岡空港周辺部は、空港を核とした様々な交流が進む活力のある地域の形成を進める。また、農用地などの自然的土地利用との調整を図りつつ、アクセス道路網を整備し、工業用地や流通施設用地などの確保に努める。

ホ 第二東名高速道路インターチェンジ周辺部においては、高速道路及び関連するアクセス道路の整備による地域経済、都市活動の拡大が広範囲に及ぶものと予想されるため、周辺環境、景観との調和を図りながら、都市的な土地利用の計画的な誘導を図る。

ヘ 環境問題への対応や県土保全、自然とのふれあい空間として、自然環境の維持・保全を図る。また、都市公園、緑地、河川空間等の効果的な整備を進める。

8. 施設の整備に関する事項

本区域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本構想に基づいて、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた魅力ある地域整備を進める。

その計画の大綱は、次のとおりである。

(1) 交通施設及び通信施設

本区域の開発整備を進めるため、環境の保全に配慮しつつ、区域の総合的な交通・情報ネットワークの形成を図る。

イ 道路

全国との交流・連携ネットワークの充実を図り、活力ある地域の形成や良好な市街地を形成する道路網の整備を推進する。

整備を進める主要な道路は、次のとおりである。

道路規格	施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
高規格幹線道路	第二東名高速道路	中日本高速道路株式会社	区域内延長 63.0km	工事実施
	中部横断自動車道	中日本高速道路株式会社	区域内延長 11.5km	調査、用地取得及び工事実施
地域高規格道路	静岡東西道路 (1号静岡バypass)	国土交通省	計画延長 24.2km	工事実施
	静岡南北道路 (下工区)	静岡市	計画延長 3.6km	用地取得及び工事実施 橋梁工、トンネル工
	金谷御前崎連絡道路 (150号南遠道路) (473号金谷相良道路)	静岡県	計画延長 7.1km 5.3km	用地取得及び工事実施 道路工、橋梁工 道路工、橋梁工
一般国道	1号藤枝岡部IC 関連	国土交通省	計画延長 2.1km	工事実施
	52号清水IC 関連	国土交通省	計画延長 0.15km	用地取得及び工事実施
	150号 清水バypass	静岡市	計画延長 4.3km	用地取得及び工事実施 道路工
	静岡バypass	静岡市	2.3km	道路工・橋梁工
	志太～榛南バypass	静岡県	3.3km	道路工
	362号 大原～谷津拡幅 羽鳥・安西拡幅	静岡市	計画延長 4.3km 1.4km	用地取得及び工事実施 道路工・トンネル工 道路工・橋梁工

主要地方道	清水富士宮線 (伊佐布工区)	静岡市	計画延長 0.5km	用地取得及び工事実施 道路工・橋梁工
	井川湖御幸線 (仮称)美和橋)	静岡市	計画延長 1.4km	用地取得及び工事実施 道路工・橋梁工
	駒越富士見線 (駒越西)	静岡市	計画延長 0.9km	用地取得及び工事実施 道路工・橋梁工
	島田吉田線 (阪本工区、神戸 工区)	静岡県	計画延長 1.6km	用地取得及び工事実施 道路工、橋梁工
	島田吉田線 大井川新橋(仮称)	静岡県	計画延長 3.7km 橋長 0.9km	用地取得及び工事実施 橋梁上下部工
街路	静岡駅賤機線	静岡市	計画延長 2.7km	用地取得及び工事実施 道路工
	中央幹線(駅広)	静岡市	計画面積 17,800 m ²	施設完成
	丸子池田線	静岡市	計画延長 2.8km	用地取得及び工事実施 道路工
	日の出町押切線	静岡市	計画延長 1.0km	用地取得及び工事実施 道路工
	榛南幹線(山八工 区)	静岡県	計画延長 0.6km	用地取得及び工事実施 道路工

□ 鉄軌道

産業や経済の発展、生活行動の広域化に対応するとともに、利用圏域の拡大による静岡空港の利便性の向上を図るため、新幹線新駅の設置を働きかける。

八 港 湾

物流コストを低減し、地域産業の競争力を強化するため、大水深の岸壁を有する高規格な港湾施設を整備するほか、地域活性化に向け地方港湾の整備を行う。また、緊急時の輸送・救援活動拠点としての機能や海洋レクリエーションの場を確保するため、緑地の整備を進める。

港 湾 名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
特定重要港湾 清水港	国土交通省 静岡県	国際海上コンテナターミナルの整備等 防波堤 580m、岸壁(-15m) 350m×1B、泊地(-15m)増深、埠頭用地 12.9ha、港湾関連用地 11.1ha、緑地 11.8ha 他	工事実施 防波堤、岸壁(-15m)、泊地(-15m)増深、埠頭用地 緑地 他

重要港湾 御前崎港	国土交通省 静岡県	多目的国際ターミナルの整備等 防波堤（東）1,200m、防波堤（西）1800m、埠頭用地 19.5ha、港湾関連用地 23.6ha、緑地 19.1ha 他	工事実施 防波堤（東）、防波堤（西）、埠頭用地、港湾関連用地、緑地 他
地方港湾 大井川港	大井川町	岸壁（ - 6.5m、耐震）110m、岸壁（ - 5.5m）100m、臨港道路改良 1,750m 他	工事実施 岸壁、臨港道路改良 他

二 漁 港

水産振興の拠点となる焼津漁港などの整備を推進する。

漁港名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
焼津漁港	静岡県	防波堤 1,194m 泊地 113 千㎡ 岸壁（ - 5 ~ - 9m）690m、道路 5,739m	工事実施 防波堤、泊地、岸壁、道路
用宗漁港	静岡市	防波堤改良 180m 道路 813m	工事実施 防波堤改良、道路改良

ホ 空 港

今後予想される地域間競争の激化、交流の活発化、産業・経済の国際化の進展などに対応し、県勢のより一層の発展を図るために静岡空港の整備を推進する。また、空港関連アクセス道路として、主要 3 ルート（牧之原・金谷ルート、島田ルート、榛原・吉田 IC ルート）の整備を推進する。

さらに、空港を活用した地域振興や都市開発を促進する。

空 港 名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
静岡空港 （牧之原市、島田市）	静岡県	管理面積 190ha、全体 500ha 滑走路 長さ 2,500m 幅 60m 盛土量 約 2,600 万 m ³	用地買収及び工事推進 H21 年 3 月開港予定

へ 通信施設

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がネットワークに接続し、情報の自在なやりとりを行うことができるユビキタス・ネットワークを実現するため、ADSL や光ファイバを利用したインターネットなどのブロードバンドサービス基盤を始めとした情報通信基盤の整備を促進する。

また、学校・公民館等の公共機関を接続する地域公共ネットワーク等の整備を進め、行政手続のオンライン化や教育・医療等の住民サービスの高度化を図ることにより、電子自治体の構築を推進する。

(2) 宅 地

健全な市街地の形成や既存工場の移転・集団化を図るほか、新たな工場誘致を推進するため、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮した計画的な宅地開発、都市開発等を推進し、良好な住宅用地、工業用地の確保を図る。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

施設名	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
住宅用地	東静岡駅周辺 (土地区画整理)	静岡市	地区面積 50.5ha	建物移転・道路築造
	清水駅西 (土地区画整理)	静岡市	地区面積 4.3ha	建物移転・道路築造
	焼津南部 (土地区画整理)	焼津市南部 土地区画整理組合	地区面積 166.4ha	建物移転・造成工事等
	大覚寺八楠 (土地区画整理)	焼津市	地区面積 48.9ha	建物移転・造成工事等
	中央第三 (土地区画整理)	島田市	地区面積 20.6ha	建物移転・造成工事等
住宅	港町第二(静岡市) (市街地再開発)	港町第二地区市街地再開発組合	地区面積 0.4ha	建築工事 住宅、店舗他
	静岡駅前紺屋町 (市街地再開発)	静岡駅前紺屋町地区市街地再開発組合	地区面積 1.0ha	建築工事 店舗、事務所他
	清水駅西第一 (市街地再開発)	清水駅西第一地区市街地再開発組合	地区面積 0.6ha	建築工事 住宅、店舗他

(3) 公園、緑地等

レクリエーション需要の増大・多様化に対処するとともに、東海地震等に備えた広域避難地を確保し、あわせて生活環境の向上を図るため、平成 22 年度における都市計画区域内の都市公園面積について、約 794ha を確保することを目標に公園、緑地の整備を促進する。

主要な公園の整備計画は次のとおりである。

公園緑地名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
浅畑緑地	静岡市	全体計画面積 52.3ha	園路及び広場等整備

あさはた緑地	静岡市	全体計画面積 17.1ha	園路及び広場等整備
秋葉山公園	静岡市	全体計画面積 7.1ha	園路及び広場等整備
石津西公園	焼津市	全体計画面積 4.2ha	園路及び広場等整備
大覚寺公園	焼津市	全体計画面積 3.3ha	園路及び広場等整備
藤枝総合運動公園	藤枝市	全体計画面積 43.0ha	園路及び広場等整備
中央公園	島田市	全体計画面積 34.3ha	園路及び広場等整備
緑と文化の丘公園	牧之原市	全体計画面積 11.7ha	調査設計等

(4) 河川、海岸、治山、砂防等

災害を未然に防止し、住民生活及び産業活動の安全を確保するため、総合的な国土保全対策を推進する。また、長期にわたる安定的な水確保体制を確立する。

イ 河川

安倍川水系、大井川水系、巴川水系、瀬戸川水系、栃山川水系、萩間川水系等の治水事業を推進するとともに、河川環境の整備と保全に努める。なお、事業実施に際しては、自然環境や生物の生育環境に配慮し良好な水辺空間の形成を図る。

また、興津川の上流に生活用水確保のための生活貯水池として布沢川ダムの建設を推進する。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
直轄河川改修	安倍川	国土交通省	堤防補強 5.3km 高水敷整備	工事実施 堤防補強、高水敷整備
	大井川	国土交通省	狭窄部開削 築堤護岸	工事実施 狭窄部開削、築堤護岸
総合治水対策	巴川(静岡市)	静岡県	大谷川放水路 6,300m 遊水池 214ha	遊水池整備等
広域基幹河川改修	萩間川(牧之原市)	静岡県	河道改修 4,750m	用地取得
地震・高潮対策	勝間田川(牧之原市)	静岡県	耐震水門 1基	工事実施

河川総合 開発	布沢川ダム (静岡市)	静岡県	重力式コンクリートダム 堤高 59.5m	本体工事 付替道路工事 取水・放流設備工事
------------	----------------	-----	-------------------------	-----------------------------

□ 海岸

津波・高潮被害や海岸侵食などを防止し、海岸保全機能の維持や向上を図るため、高潮対策及び侵食対策事業等を進める。

主要な海岸整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
高潮・侵食対策	駿河海岸 (焼津市、大井川町、吉田町、牧之原市)	国土交通省	離岸堤 光ファイバ・監視カメラ	工事实施 離岸堤、光ファイバ・監視カメラ
高潮対策	清水西海岸 (静岡市)	静岡県	離岸堤 27基 養浜 133万 m ³	養浜
	相良海岸 (牧之原市)	静岡県	堤防嵩上 堤防補強	工事实施 堤防嵩上
	清水港海岸 (静岡市)	静岡県	突堤 1基 水門 4基 胸壁 8,435m	工事实施 胸壁
	大井川港海岸	大井川町	離岸堤 245m	工事实施 離岸堤
侵食対策	焼津漁港海岸 (焼津市)	静岡県	堤防(改良) 693m 陸閘遠隔化 8基	工事实施 陸閘遠隔化
	用宗漁港海岸	静岡市	離岸堤 1,250m	工事实施
海岸環境整備	榛原港海岸	静岡県	突堤 220m 遊歩道 27,200 m ² 護岸 1,840m	工事实施 突堤、遊歩道、護岸
	用宗漁港海岸	静岡市	離岸堤 360m	工事实施

八 治山、砂防等

土砂災害の防止、自然環境の保全を図るため、安倍川水系、大井川水系等において、治山、砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

主要な整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
砂防事業	都市山麓グリ -ンパル(静岡市)	静岡県	砂防えん堤 137基	用地取得及び工事实施
	ビワ沢(藤枝市)	静岡県	砂防えん堤 1基	工事实施

	森谷沢(静岡市)	静岡県	砂防えん堤 1基	工事実施
	泉谷沢口沢(静岡市)	静岡県	砂防えん堤 1基	工事実施
地すべり対策事業	神尾(島田市)	静岡県	ホ-リング工 4,900m 法 枠 工 5,300m ²	工事実施 ホ-リング工
治山事業	東光寺(島田市)	静岡県	治山ダム 13基 森林整備 31.0ha	工事実施

(5) 住 宅

住宅建設計画を着実に進めてきた結果、住宅ストック数は世帯数を上回り、量的には充足しているが、耐久性、バリアフリー、省エネルギー性等の面で、多くの住宅ストックの質は未だ低いレベルにある。

このため、適切な維持・管理により既存ストック住宅の有効活用を図るとともに、狭小・老朽化した公的住宅については計画的な建替え・改善を進める。

住宅建設に当っては、長期的使用に耐えうる質の高い住宅への誘導を図るとともに、少子・高齢社会に対応した住まいづくりやライフスタイルに応じた住宅の供給を促進する。また、ユニバーサルデザインの普及に努めるとともに、景観にも十分配慮した、人と環境にやさしい住まいづくりを促進する。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
富士見団地 (公営住宅建替)	静岡市	計画面積 4.0ha	建替工事
大草住宅 (公営住宅建替)	島田市	計画面積 1.2ha	建替工事

(6) 供給施設及び処理施設

生活水準の向上、産業の発展に対処するとともに、生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため、次のとおり整備を推進する。

イ 水 道

安心・安全で安価な水の安定的な確保と供給を図るため、静岡市、焼津市、島田市等における上水道施設や、大井川広域水道用水供給事業の整備を進める。

事業名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
-----	------	-------	----------

大井川広域水道用水供給事業	静岡県大井川広域水道企業団	計画給水量、321,400m ³ /日 長島ダム、取水施設 導水トンネル、浄水施設、 導送水管	送水管布設他
静岡市水道事業	静岡市	計画給水量 300,000m ³ /日 取水施設、浄水施設2施設、 配水池4池、送・配水管	浄水施設、配水池

□ 下水道

公共用水域の水質の保全、生活環境の改善等に資するため、平成22年度における下水処理区域人口約654千人を目途に、静清流域下水道及び流域関連公共下水道並びに区域内5市町において公共下水道等の整備を進める。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

事業名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
静清流域下水道 (静岡市)	静岡県	計画処理面積 3,190ha 計画処理量 134千m ³ /日	処理場工事 水処理設備
公共下水道 (単独・流域 関連)	静岡市	計画処理人口 647千人 計画処理量 551千m ³ /日 (高松、城北、中島、長田、 清水南部、清水北部浄化センター)	管渠築造 長田浄化センター拡張 下水道施設耐震化

八 廃棄物処理施設

人口の集中化及び生活水準の向上に伴うごみ、し尿の排出量の増大に対処するため、ごみ処理施設等の整備を推進する。また、地域の実情に応じて、合併処理槽、コミュニティ・プラントの整備を図る。大井川臨港部においては、埋立処分に頼らない新たな廃棄物処理システムの構築を図るゼロエミッション事業の実現に向け、市町等に対する支援や連携の手法について検討する。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

事業名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
ごみ処理施設	静岡市	処理能力 500t/日 250t/日*2基	施設完成

(7) 教育文化施設

イ 教育施設

国際化、情報化、学校の再編整備など社会変化に対応した教育環境の整

備を図るとともに、既設校の耐震対策等の施設の整備を進める。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
総合科学技術高校 (仮称)(静岡市)	静岡県	校舎等新築	施設完成
城内小学校・青葉小 学校(統合)	静岡市	校舎等改築	施設完成
番町小学校(統合)	静岡市	校舎等改築	施設完成
豊田小学校	焼津市	校舎改築(耐震)	施設完成

□ 文化施設

生活のうるおいと精神的な豊かさを確保し、地域の文化的環境の向上を図るため、静岡市立登呂博物館、六合公民館(島田市)等の整備を促進する。

施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
静岡市立登呂博 物館	静岡市	延床面積 1,800 m ² 展示室、収蔵庫、多目的室	施設完成
(仮称)藤枝文 学館	藤枝市	延床面積 1,457 m ² 展示室、講座室、市民ギャ ラリー他	施設完成
六合公民館	島田市	延床面積 1,300 m ²	施設完成
高洲公民館	藤枝市	施設改築 延床面積 1,500 m ²	施設完成

(8) その他の施設

イ 社会福祉施設

少子・高齢化の進行等に伴う福祉需要の増大に対処するため、老人福祉施設、障害者福祉施設、また児童福祉施設など各種社会福祉施設の整備充実に努める。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

種別	施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
特別養護 老人ホー ム	つばさ豊田 (仮称)(焼津 市)	(福)正生会	施設新設 収容人員 70 人	施設完成
	金谷特養(仮 称)(島田市)	(福)修徳会 (仮称)	施設新設 収容人員 70 人	施設完成

養護老人ホーム	清水松風荘	静岡市	移転・改築 収容人員 70 人	施設完成
---------	-------	-----	--------------------	------

ロ 介護老人保健施設

要介護認定者の増加に対処するとともに、看護・介護やリハビリテーション機能の充実を図るため、施設整備を促進する。

八 医療施設

疾病構造の変化等に伴う医療需要の増大と質的变化に対処し、地域住民が安心して質の高い保健医療サービスが受けられるように、医療施設や救急医療体制等の整備を進めるとともに、医療施設の種類や病床の種別等による機能分担や相互連携体制づくりを支援する。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

種別	施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
一般病院	静岡県立総合病院（静岡市）	静岡県	循環器病センター、PETセンター	施設完成
	静岡県立こども病院（静岡市）	静岡県	周産期センター	施設完成
	静岡市立静岡病院	静岡市	施設改築 病床数 506 床	施設完成

二 職業訓練施設

地域産業の発展を担う人材を育成するため、技術の高度化や情報化の進展に対応した職業能力開発施設の訓練機器等の整備を行う。

ホ 卸売市場

生鮮食料品の流通拠点としての機能の高度化を図るため、静岡市中央卸売市場内施設の整備を促進する。

施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
静岡市中央卸売市場	静岡市	耐震補強 （水産棟、関連棟、管理棟、冷蔵庫棟、資材倉庫棟）	施設完成

へ 農業生産施設

大規模化や省力化など生産条件を改善し農産物を安定供給するため、農業生産基盤の整備や集出荷場、加工施設の整備を進める。

主要な整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
------	-----	------	-------	----------

国営かんがい排水事業	大井川用水地区(島田市、焼津市他)	農林水産省	幹線水路改築 29.8km	工事実施
畑地帯総合整備事業	牧之原榛原(牧之原市)	静岡県	農道整備 84km 畑地かんがい 996ha	農道整備、用水整備
	牧之原金谷(島田市)	静岡県	農道整備 49km 畑地かんがい 567ha	農道整備、用水整備
	牧之原相良(牧之原市)	静岡県	農道整備 61km 畑地かんがい 1,135ha	農道整備、用水整備

ト 林道

適正な森林管理や林業の生産性の向上及びこれらを通じた山村の活性化を図るため、林道網の整備を推進する。

主要な整備計画は次のとおりである。

事業種別	路線名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
山村道路網整備事業	びく石大沢(藤枝市)	静岡県	林道開設 8.0km	工事実施

9. 環境の保全に関する事項

本区域においては、公害防止関係法令に基づく規制の徹底及び指導を図るとともに、各種生活環境施設の整備による環境基準等の達成、維持に努めるなど、公害の防止に関する施策を積極的に推進する。さらに、環境基本法、静岡県環境基本条例、静岡県環境影響評価条例、平成17年度改定の環境基本計画等に基づき、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築する。また、静岡・清水地域公害防止計画に基づいて各種施策を推進する。

イ 大気汚染については、発生源に対する規制の徹底及び指導を図るほか、クリーンエネルギーの利用を推進する。

ロ 水質汚濁については、排出水の規制の徹底及び指導を図るほか、下水道の整備、生活排水対策、河川等の浄化対策などを推進する。また、地下水質の保全を図るため、地下水汚染対策を推進する。

ハ 自動車交通対策については、自動車排出ガスや騒音等の対策強化を図るとともに、道路構造による沿道対策、沿道土地利用の適正化を推進する。

ニ 騒音・振動については、発生源に対する規制及び指導の徹底を図る。

ホ 静岡空港の建設については、「人と自然にやさしい空港づくり」を基本として、空港周辺地域の生活環境・自然環境の保全に十分配慮して進める。

また、学校、共同利用施設、住宅等の防音工事など航空機騒音対策事業

を実施し騒音問題の未然防止に努める。

へ 悪臭については、悪臭防止法等による規制の徹底及び指導を図る。

ト これらの諸施策とあわせて、環境汚染の監視、観測、調査研究対策を整備拡充するとともに、公害防除のための技術開発に努める。

チ 健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保するため、市街地及びその周辺における都市公園、緑地、河川空間、保健休養機能を有する森林など多様な自然環境の整備・保全を推進する。

リ 地球の温暖化や廃棄物の増大等の環境問題については、廃棄物の抑制、リサイクル・省エネルギーの推進、再生産可能な資源である木材の積極的な利用など、環境と調和し環境への負荷の少ない循環型社会の構築を進める。

ヌ 事業の実施に当たっては、環境汚染を未然に防止するため、必要に応じ、事前にその環境に及ぼす影響について調査等を行い、その結果に応じて見直しを行うなど所要の措置を講ずる。

10. 防災対策に関する事項

本区域は、降水量が比較的多く、また地形が急峻で一部に軟弱な地盤が存在し、山崩れ、崖崩れ、洪水、高潮、津波など、自然災害の発生の恐れのある地域が少なくない。また、東海地震など大規模な地震等による災害の発生が指摘され、全域が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されているほか、一部地域が東南海・南海地震防災対策推進地域にも指定されている。さらに都市化の進展により、災害の態様が複雑多様化、大規模化していることから、大規模災害に対する防災対策の一層の充実・強化が求められている。

このため、静岡県地域防災計画等に基づき、東海地震など大規模な地震等による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震や風水害、火災などに対する以下の防災対策を積極的に推進する。

(1) 地震対策に関する事項

イ 砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、治山対策、津波対策などによる防災施設の整備や、避難路、緊急輸送路の整備、港湾や漁港の耐震岸壁などの整備を推進する。

ロ 建築物の耐震化や不燃化、市街地の落下物対策、防災公園の整備などにより、災害に強い都市づくりを推進する。また、防災拠点や避難所、医療施設、学校施設の耐震化を進めるとともに、ライフラインを確保するため、電線共同溝による電線類の地中化（無電柱化）や、水道管、ガス管などの耐震化を促進する。

- ハ 東海地震等の発生時において、建物の倒壊等による被災者の発生を防ぐため、プロジェクト「TOUKAI - 0」総合支援事業により、木造住宅、店舗、事務所等の耐震化を強力に推進する。
- ニ 地震予知観測調査への協力や、予知情報の迅速で的確な情報収集を進めるとともに、観測網の充実・強化や維持・整備を図る。

(2) 風水害対策に関する事項

- イ 土砂災害危険箇所について、砂防設備などの整備を推進するとともに、山地災害の危険地域について、治山施設の整備や荒廃森林の保全・再生など、総合的な治山対策を推進する。
- ロ 洪水による災害発生の防止のため、河川の整備、多目的ダムの整備など、総合的な治水対策を進めるとともに、災害情報等を管理する土木総合防災情報システムの充実を図る。
- ハ 高潮対策や海岸侵食対策として、堤防、護岸、離岸堤などの海岸保全施設の整備を推進するとともに、海岸防災林の整備などにより、海岸保全機能の維持や向上を進める。
- ニ 農地の公益的機能の保持、侵食や崩壊の防止、地すべり被害の防止のため、農地の保全対策や防災対策を推進する。
- ホ 風水害に対し、安全で信頼性の高い通行を確保するため、道路の防災対策等を実施し、災害に強い道路整備を進める。

(3) その他に関する事項

- イ 森林でのレクリエーション機会の増加などに伴い、大規模な林野火災の発生の可能性が増加していることから、初期消火のための資機材の配備等を促進する。